

伊那市 A I ・ I o T 等利活用促進事業補助金 令和 5 年度選考会実施要項

1 事業の目的

市内のものづくり事業者が事業上の課題の解決又は生産性の向上を図る A I ・ I o T 等の新産業技術を活用する場合（当該技術を活用したサービス提供を行う場合を含む。）において、その利活用に要する経費の一部を補助することを通じて、市内事業者の経営の更なる効率化を図る。

2 事業概要

(1) 事業名称等

伊那市 A I ・ I o T 等利活用促進事業

(2) 事業場所

伊那市内

(3) 事業内容

A I ・ I o T 等の新産業技術の利活用に要する経費の一部を補助する。事業採択については、応募事業者が事業計画に関するプレゼンテーションを行うことによって、優れた事業計画を選定し、予算の範囲内でその事業費の一部を補助する。

令和 6 年度予算に係る事業であることから、予算成立以前においては採択予定者の決定となり、予算の成立をもって採択者とすることとする。

(4) 対象事業者

市内に本社、主たる工場、研究所等の施設を有する者で、日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」又は「情報通信業」を主たる事業として営む事業者。

(5) 対象事業

事業者の事業上の課題に対して、A I ・ I o T 等の新産業技術を有効に活用することで当該課題を解決し、経営の効率化を図る事業。

(6) 事業スケジュール

募集開始 令和 5 年 1 2 月 4 日

募集締切 令和 6 年 1 月 3 1 日

書類審査及びプレゼンテーション出席通知 令和 6 年 3 月上旬までに随時

（応募多数の場合には書類選考を行う場合もございます。）

優秀計画選考会 令和 6 年 3 月中旬（予定）

選考審査結果通知 令和 6 年 3 月下旬（予定）

補助金等交付申請 令和 6 年 4 月以降

補助事業実施 令和 6 年 4 月以降

補助金交付時期 事業完了報告後、1 か月後程度（書類不備がない場合）

(7) 補助金額

新産業技術の利活用に要する経費の1/2以内（上限50万円）であって、次に掲げるものとする。ただし、当該経費についてリースや利用料による場合は、計画の承認を受けた事業期間分かつ同一年度中に発生したものに限り対象経費とする。

- (ア) 設備(補助事業のために使用される機械及び装置、器具及び備品、工具、ソフトウェア、建物付帯設備)の購入に要する経費
 - (イ) システム開発(補助事業の実施に必要となるシステムの開発、設計、調整等の導入に係る委託及び外注)に要する経費
 - (ウ) コンサルティング(補助事業の実施に必要となるアドバイザー等からの助言及び指導)に要する経費
 - (エ) 運転資金(補助事業のために使用するクラウド・コンピューティング・サービス(インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供するサービス)等の利用料)に要する経費
 - (オ) 上記に掲げるもののほか、事業実施のために必要と認めるもの
- (注意) 取組に係る申請事業者及びその従業員の人件費は対象外とする。

(8) 補助対象者資格の制限

次に掲げる者は、本事業に応募することができない。

- ① 市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納している者
(法人の場合は、当該法人の経営者を含む。)
- ② 伊那市暴力団排除条例(平成24年伊那市条例第12号)に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者
- ③ その他市長が不適切と認める者

3 応募条件

(1) 応募者

令和6年4月以降に、2(5)の対象事業の実施を計画している事業者。

(2) 応募者の資格要件

応募時点において本社、主たる工場、研究所等の施設を市内に有する者で、日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」、「製造業」又は「情報通信業」を主たる事業として営む事業者。

4 事業者選定の流れ

(1) 日程

実施要項配布期間 令和5年12月4日から令和6年1月31日まで

参加表明受付期間(随時資格審査を行い、不備があれば通知)

令和5年12月4日から令和6年1月31日まで

優秀計画選考会 令和6年3月中旬(予定)

選考審査結果通知 令和6年3月下旬(予定)

(2) 選考会実施要項等の配布

①実施要項配布期間

令和5年12月4日から令和6年1月31日まで
(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く
午前8時30分から午後5時15分まで。)

②配布場所

伊那市役所 商工観光部 商工振興課

伊那市下新田3050番地

電話 0265-78-4111 (内線2433)

伊那市公式ホームページからのダウンロードも可能。

トップページ→産業・農林業→工業振興(制度のご案内、産学官の連携)

→補助・支援・セミナー情報

→ものづくり企業におけるAIやIoTの利活用促進支援

5 参加表明書の提出について

① 提出書類及び提出部数

応募者は、以下ア～エの書類について必要部数を提出すること。

ア 伊那市AI・IoT等利活用計画選考会参加表明書【様式第1号】

必要部数1部

イ 事業改善計画書【様式第2号】 必要部数10部

ウ 直近の決算期における決算書の写し 必要部数1部

エ 定款の写し 必要部数1部

② 提出期間

令和5年12月4日から令和6年1月31日まで
(土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く
午前8時30分から午後5時15分まで。)

③ 提出方法

郵送又は伊那市役所商工振興課への直接持参

・郵送の場合の送付先

〒396-8617 長野県伊那市下新田3050番地 伊那市役所商工振興課宛

6 選考方法

(1) 評価について

提出書類及びプレゼンテーションをもとに総合的に評価して選定する。

(2) 参加表明書(書類審査)

①選考会参加資格の有無について、参加表明書を用いて審査し、参加表明書提出者に対して審査結果を通知する。

②審査の結果、選考会への参加について通知された者はプレゼンテーションに参加するものとする。

(3) プレゼンテーション

①プレゼンテーションは、提出した事業計画書等の内容を具体的に説明するものとする。

②プレゼンテーションは1応募者あたり15分以内（説明10分、質疑応答5分）を予定している。

（参加者の数によって変更する場合がある。）

③プレゼンターは3名以内とする。

④ 選考会の日時と場所

日時 令和6年3月中旬（予定）午後1時より随時

場所 伊那技術形成センター（伊那市西箕輪2415番地6）（予定）

⑤ プレゼンテーションの順番及び開始時刻

プレゼンテーションを行う順番については参加表明書受付順とし、令和6年2月下旬から3月上旬に事業者ごとに開始時間を文書により通知する。

⑥ 注意事項

- ・プレゼンテーションの際に追加資料を用いる場合は、紙資料のみ認めるものとする。

- ・プレゼンテーションを行う際に資料を投影する場合は、投影用のPCを持参又は令和6年3月上旬（予定）までに商工振興課skk@inacity.jpへ件名を「A I ・ I o T等利活用促進事業選考会資料の送付」として資料を送付すること。

（4）選考結果

選考結果については、選考後に応募者全員に個別に文書で通知する。

電話や口頭、電子メール、ファクシミリ等による問い合わせには応じない。

7 評価基準について

本プロポーザル選考では、以下の項目について重点的に評価を行う。

- （1）事業上の課題等の把握状況
- （2）導入設備等による課題解決の実現性
- （3）事業実施による改善効果の見込み
- （4）事業の継続性及び発展性
- （5）事業の革新性及び創意工夫

8 留意事項

（1）応募に関する留意事項

①費用負担

応募に関するすべての書類作成及び本応募に関する一切の費用については、応募者の負担とする。

②提出書類の取扱い

ア 提出書類は返却しない。

イ 本市は、参加者に無断で本事業以外の目的で提出書類を使用したり、情報を洩らさない。

ただし、伊那市情報公開条例により、第三者から情報公開の請求があった場合は、条例の範囲内で提出された書類を公開する場合がある。

③ 知的財産

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護され第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施行方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

④ 提出書類について

本市の指示による以外の提出書類の変更、差替え、再提出、返却には応じないものとする。

⑤ 提出期限後の問い合わせには応じない。

(2) 評価、選定に関する留意事項

① 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 虚偽の記載や不正が認められた場合や、重要な事実について記載をしなかった場合。

イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

ウ 本実施要項に違反すると認められた場合。

エ プレゼンテーション当日、正当な理由なく指定した時刻に遅れた場合。

オ 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げた場合。

② 必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

③ 審査経過については一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

④ 必要に応じ現地調査を行うことがある。

(3) 事業実施に関する留意事項

① 誠実な事業遂行

ア 事業者は、プレゼンテーション内容に沿って誠実に事業を遂行すること。

イ 事業遂行にあたり大きな計画変更等が生じた場合には、本市との間で誠意をもって協議すること。

② 事業の継続が困難となった場合における措置

ア 事業者の責に帰すべき事由により、事業開始から5年以内に事業継続が困難となった場合（伊那市外への移転を含む。）又はそのおそれが生じた場合には、事業者はすみやかに本市に状況を報告しなければならない。この場合において、市は原則として補助金の全額返還を求める。

イ 不可抗力その他事業者の責に帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合には、市と事業者は事業継続と補助金返還の可否について協議する。

(4) その他

本事業における選考会は、別の実施している「商工業者向けSDGs推進プロジェクト」（専門家派遣事業）による成果確認も兼ねて実施している。そのため、補助金の交付対象外となる事業者（市外事業者や成果確認のみを行いたい事業者等）も発表を希望する場合には、商工振興課（0265-78-4111）までご連絡いただきたい。